

地域生活支援部会 実績報告

(令和5年12月末現在)

1 開催回数

部会2回

2 部会員の構成

区職員12人、区内障害者施設関係代表者9人
3頁「地域生活支援部会 部会員名簿」のとおり

3 報告事項

(1) 拠点機能事業所の認定

機能	内容	認定事業所	
		令和5年度	計
緊急時の受け入れ・対応	緊急時の受け入れや医療機関への連絡等を行う	1事業所	4事業所
相談	緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談を行う	10事業所	10事業所

(2) 活動報告

① 運営状況評価 「緊急時の受け入れ・対応」

実績	事業所	事業種別	件数
	A事業所	緊急一時・短期入所	3件 / 117件
	B事業所	緊急一時	6件 / 47件
	C事業所	短期入所	0件 / 95件
緊急の理由	[介護者] 介護者の入院、親族の葬儀 [本人] 路上での保護、警察での保護		
好事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ A事業所では緊急一時で受け入れ後、短期入所に切り替えることにより、次の受け入れ先が決まるまで同一の場所に対応できた。 ・ 利用者の状況を相談支援専門員と共有でき、安心して支援できた。 ・ 体験利用が増えており、利用者、事業者にとって安心感につながる。 ・ 受け入れ候補先が複数あることは安心感につながる。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質と量ともに緊急時に対応できる人材の確保 ・ 施設、グループホーム入居者との居住空間の分離 ・ 感染症対策（体調確認、検査の有無） 		

※緊急の定義…連絡のあった当日、翌日、翌々日の受け入れ

②障害者施策推進計画への反映

部会で挙げた意見を整理し、計画策定事務局へ提出した。

基本施策	主な意見
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援は、対象者や世帯状況を把握している相談支援専門員が中心となるため、相談支援専門員をサポートする機能が必要。基幹相談支援センターがその機能を担っていくこと。 潜在的な要支援世帯に対するアウトリーチが必要なこと。
社会資源の充実	<ul style="list-style-type: none"> 社会資源の充実ため、拠点機能事業所の拡充を図っていくこと。 障害福祉サービス従事者の資質向上に加えて、人材確保がこれまで以上に求められていること。 地域移行を促進するためのサービスのあり方を検討すること。
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある方やその家族が「親亡き後」を考える機会とするため、家族と離れて生活する体験の場が必要であること。 体験の場のあり方を各部会で検討していくこと。

③未整備の機能

「体験の機会及び場の提供」、「専門的人材の確保及び養成」、「地域の体制づくり」について、拠点機能事業所の役割を整理した。令和6年度に認定できるように進めていく。

日時	部会	内容
7月11日(火)	第1回	<ul style="list-style-type: none"> 「緊急時の受け入れ・対応」の運営状況評価 未整備機能の整備方針
10月17日(火)	第2回	<ul style="list-style-type: none"> 障害者施策推進計画への意見 未整備機能の内容と拠点機能事業所の役割
2月 (予定)	第3回	<ul style="list-style-type: none"> 未整備機能に関する拠点機能事業所の認定手続き 次年度の取り組み

4 今後の方向性

- ・拠点機能事業所について、未整備の機能を中心に認定手続きを進めていく。
- ・「緊急時の受け入れ、対応」、「相談」機能の実施状況を検証していく。
- ・「福祉人材の確保及び資質向上」、「体験の場のあり方」、「地域移行の促進」、「アウトリーチ」などについて、議論を深めていく。

地域生活支援部会 部会員名簿(令和5年度)

	団体種別	役職名
障害者施設関係 団体を代表する 者(9名)	(社福)アムネかつしか	地域活動支援センターもっく・コパン 管理者
	(社福)かがやけ福祉会	相談支援センター かがやけ 施設長
	(社福)章佑会	やすらぎリバーシティ 所長
	(社福)手をつなぐ福祉会	パラんしょうぶ 管理者
	(社福)東京コロニー	東京都葛飾福祉工場 支援次長
	(社福)東京都手をつなぐ育成会	西水元福祉館 施設長
	(社福)原町成年寮	サザンクロスかつしか 所長
	(社福)武蔵野会	東堀切くすのき園 施設長
	(社福)アストリー	スプラウト柴又 管理者
		福祉部障害福祉課長
		福祉部障害者施設課長
		健康部保健予防課長
		福祉部障害福祉課障害援護担当主幹
		〃 障害福祉課事業者係長
		〃 障害福祉課相談係長
		〃 障害福祉課障害福祉担当係長
		〃 障害福祉課援護係長
		〃 障害福祉課援護係主査
		〃 障害福祉課援護係主査
		〃 障害者施設課通所施設係長
		健康部保健予防課保健予防係長

◎…部会長 ○…副部会長

地域生活支援部会設置要領

令和2年9月7日
2 葛福障第361号
福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、地域生活支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第4号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域生活支援に関すること
- (2) 区内障害福祉事業者との連絡・調整に関すること
- (3) 地域生活を支援する上での情報交換に関すること
- (4) その他、地域生活支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害者施設課長、保健予防課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、

部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。
(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課援護係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和2年9月7日から施行する。

付 則 (3 葛福障第61号)

(施行期日)

この要領は、令和3年4月19日から施行する。

付 則 (3 葛福障第233号)

(施行期日)

この要領は、令和3年6月23日から施行する。

付 則 (5 葛福障第1130号)

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

福祉部障害福祉課長	部会長
福祉部障害者施設課長	副部会長
健康部保健予防課長	副部会長
福祉部障害福祉課障害援護担当主幹	
〃 障害福祉課事業者係長	
〃 障害福祉課相談係長	
〃 障害福祉課障害福祉担当係長	
〃 障害福祉課援護係長	
〃 障害福祉課援護係主査	
〃 障害者施設課通所施設係長	
健康部保健予防課保健予防係長	
区内障害者施設関係代表者 (10人以内とする。)	